

令和3年度採用山形県公立学校 教員選考試験実施要項

山形県教育委員会

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校種・職		教科・科目	選考区分				採用見込数	
小学校教諭 (小学校英語)			一般選考	講師等特別選考	現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱ	教職大学院修了見込者特別選考	約200名 (小学校英語15名以内を含む)	
中学校教諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	一般選考				一般選考及び社会人特別選考	約85名
		英語						
特別支援学校	小学部教諭		一般選考					約30名
	中学部教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	一般選考				一般選考及び社会人特別選考	
高等学校	教諭	国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、生物、地学、保健体育、家庭、農業、商業	一般選考					一般選考及び社会人特別選考
		英語、情報、機械、電気、建築、福祉						
	助教諭	機械、電気、建築	一般選考及び社会人特別選考					
養護教諭			一般選考					約30名
栄養教諭			一般選考					若干名
※障がい者特別選考		上記のすべての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱ及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は約10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含む。						
スポーツ特別選考		高等学校保健体育の教諭を対象に、一般選考、社会人特別選考、講師等特別選考、現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱ及び教職大学院修了見込者特別選考とは別に選考する。採用見込数は若干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。						

- (注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。
- 2 小学校英語は小学校普通免許状に加え、中学校又は高等学校の英語の普通免許状を有する（令和3年3月31日までに取得する見込みを含む）ことを志願資格とする。
小学校英語の採用見込数は、小学校の採用見込数の内数であり、15名以内とする。小学校英語で合格者とならなかった場合でも、小学校の中で更に選考し、合格者となる場合がある。
以下、小学校には小学校英語を含む。
- 3 小学校及び特別支援学校小学部の両方の志願資格を有する者で、小学校及び特別支援学校小学部の両方を志願する者は、いずれか一方を第2志望として併願することができる。
- 4 中学校及び特別支援学校中学部の両方の志願資格を有する者で、中学校及び特別支援学校中学部の両方を志願する者は、同一教科について受験する場合に限り、いずれか一方を第2志望として併願することができる。
- 5 特別支援学校中学部を志願した者であっても、特別支援学校高等部に採用する場合がある。
- 6 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

2 志願資格

(1) すべての志願者に共通する資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

(2) 選考区分ごとの資格

① 一般選考の志願者の資格（ア及びイに該当する者）

ア それぞれの校種・教科の教諭の普通免許状*、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。なお、各普通免許状は、令和3年4月1日時点で有効なものとする。

高等学校の機械、電気及び建築の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者とする。

イ 昭和36年4月2日以降に出生した者

* 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状

② **社会人特別選考の志願者の資格（ア、イ及びウのすべてに該当する者）**

ア それぞれの校種の令和3年4月1日時点で有効な教諭の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

また、高等学校の機械、電気及び建築の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は令和3年3月31日までに卒業見込みの者

イ 令和3年3月31日時点で、志望する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者

ウ 一般選考の志願者の資格イと同じ

③ **講師等特別選考の志願者の資格（ア、イ及びウのすべてに該当する者）**

ア 一般選考の志願者の資格アと同じ

イ 昭和56年4月2日以降生まれの者

ウ 山形県内の国立大学法人附属学校並びに山形県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、常勤の職（講師、助教諭、養護助教諭、学校栄養士）又は山形県内の国立大学法人附属学校及び山形県教育委員会が任命した週30時間以上勤務する非常勤講師として、平成27年4月1日から令和2年4月30日までの期間内で通算13か月以上勤務した経験のある者

④ **現職教員特別選考Ⅰ（小学校、中学校、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭）及び現職教員特別選考Ⅱ（高等学校）の志願者の資格（ア、イ及びウのすべてに該当する者）**

ア 一般選考の志願者の資格アと同じ

イ 昭和56年4月2日以降生まれの者

ウ 令和3年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、3年以上継続して在職している者。なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。

⑤ **教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格（ア及びイに該当する者）**

ア 一般選考の志願者の資格アと同じ

イ 平成31年4月から教職大学院に在籍し、令和3年3月に修了見込みの者で、平成30年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。

⑥ **障がい者特別選考の志願者の資格（ア及びイに該当する者）**

ア 一般選考の志願者の資格アと同じ

イ 次の(ア)～(ウ)に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者

(ア) 身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）の交付を受けている者

(イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている者

(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※ 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があり、有効期限の更新手続には時間を要するので、注意すること。

⑦ **スポーツ特別選考の志願者の資格（ア、イ及びウのすべてに該当する者）**

ア 一般選考の志願者の資格アと同じ

イ 昭和50年4月2日以降生まれの者

ウ 体操（新体操）、ウエイトリフティング、ソフトテニス、フェンシング及びアーチェリーの競技種目において、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

(ア) 高等学校卒業後、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者

(イ) 上記(ア)の者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

(ウ) 全国高等学校総合体育大会等で3位以上の成績を収めた者をその大会の出場に際して直接指導した実績を有する者

志願資格について、虚偽の申告があった場合又は令和3年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、採用無効となる。

3 加点制度

(1)の①～⑪に該当する者で加点を希望する者は、「加点申請書」及び(2)に示した必要書類を提出することにより、第一次選考試験の得点に20点を上限として加点を行う。

(1) 加点一覧

	志願校種等	要件	加点
①	小学校教諭	中学校教諭又は高等学校教諭の「数学」「理科」「音楽」又は「英語」の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点
②	中学校教諭	受験する教科以外の教科における中学校教諭の普通免許状を共に有する者又は取得する見込みの者	5点
③	特別支援学校教諭	複数の障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者（「視覚」と「知肢病」又は「聴覚」と「知肢病」の組合せ）	5点
④	特別支援学校教諭	すべての障がい種の特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者（「視覚」「聴覚」及び「知肢病」の組合せ）	10点
⑤	小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭・助教諭	特別支援学校教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑥	高等学校教諭・助教諭	受験する教科の普通免許状以外に、高等学校教諭の「情報」又は「福祉」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	10点
⑦	高等学校教諭「世界史・日本史」	高等学校教諭の「公民」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑧	高等学校教諭「公民」	高等学校教諭の「地理歴史」の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者	5点
⑨	小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭	実用英語技能検定2級以上、TOEFLiBT 65点以上、又はTOEIC 600点以上のいずれかを取得している者	10点
⑩	中学校教諭「英語」、特別支援学校中学部「英語」及び高等学校教諭「英語」	実用英語技能検定準1級以上、TOEFLiBT 80点以上、又はTOEIC 730点以上のいずれかを取得している者	10点
⑪	全校種の教諭・助教諭	司書教諭の資格を有する者	5点

(2) 必要書類

- ・①～⑧については、免許状の写し（更新している場合は「更新講習修了確認証明書」又は「有効期間更新証明書」の写しも添付）又は「教員免許状取得見込確認書」
- ・⑨及び⑩については、資格を証明する書類（主催団体が発行する公式認定書又は合格証明書）の写し。なお、TOEFL及びTOEICは平成30年7月以降の取得に限る。
- ・⑪については、司書教諭講習修了証書の写し（取得する見込みは不可）
- ・各証明書の写しが改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写し

(3) その他

該当免許状が令和3年3月31日までに取得できない場合には、加点が無効となり、採用が取り消される場合がある。

4 出願手続

(1) 志願書等の用紙の配布

令和2年5月8日（金）から教育庁教職員課教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は420円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

① 第一次選考試験受験のため提出するもの（イとウは切り離さないこと）

- ア 志願書
- イ 受験票
- ウ 体育実技試験選択希望記入票（体育の実技試験が必要な志願者のみ）
- エ 受験者登録票
- オ エントリーシート
- カ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）
返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。
- キ 障がい者特別選考で受験する場合は手帳等の写し
- ク 講師等特別選考で受験する場合は「職歴申告書」
- ケ 現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱで受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）
- コ スポーツ特別選考で受験する場合は「スポーツ特別選考調書」及び実績を証明できる書類の写し
- サ 加点制度を利用する場合は「加点申請書」及び「加点申請書」に示されている必要書類

- シ 社会人特別選考で受験する場合は、5年以上の実務経験が志願する教科・科目と関連することを示す書類（様式は任意）
- ス 教職大学院修了見込者特別選考で受験する場合は、平成30年度以降に実施した山形県公立学校教員選考試験の合格決定の通知書の写し
- ② 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）
- ア 最終学歴に係る学校の成績証明書
- イ 推薦書（厳封親展）
- ウ 志願する校種・職の免許状の写し（免許状が改姓前の姓である場合には、改姓の事実がわかる書類の写しも添付）又は免許状取得見込証明書
- エ 返信用封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）
返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、94円切手を貼ること。

「エントリーシート」、「職歴申告書」、「在職証明書」、「スポーツ特別選考調書」、「加点申請書」、「教員免許状取得見込確認書」及び「推薦書」は、山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp> から「資格・試験・採用」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、様式をダウンロードし、作成することができる（推薦書は第一次選考試験の結果発表後にホームページに掲載）。

(3) 志願書等の受付期間及び受付時間並びに提出先

受付期間	受付時間	提出先
令和2年5月11日（月）から 同年6月1日（月）まで （土曜日及び日曜日を除く）	午前9時から 午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁教職員課教員採用担当

- ① 出願は角形2号（33cm×24cm）の封筒に入れて郵送又は持参とし、封筒の表には志願校種等がわかるように（例「中学校・保健体育」）朱書すること。
- ② 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、令和2年6月1日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

5 選考の方法

(1) 第一次選考試験

- ① 期日及び志願校種・職並びに試験会場
令和2年7月18日（土）及び7月19日（日）

志願校種・職	試験会場
<input type="radio"/> 小学校の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校小学部の教諭 <input type="radio"/> 中学校の保健体育の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校中学部の保健体育の教諭 <input type="radio"/> 高等学校の保健体育の教諭（スポーツ特別選考を含む） <input type="radio"/> 栄養教諭	山形中央高等学校 電話023(641)7311
<input type="radio"/> 中学校の音楽の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校中学部の音楽の教諭	7月18日：山形北高等学校 電話023(622)3505 7月19日：山形中央高等学校 電話023(641)7311
<input type="radio"/> 中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 <input type="radio"/> 高等学校の国語、「世界史・日本史」、公民、数学、物理、生物、地学、保健体育、英語、家庭、情報、農業、商業、福祉の教諭 <input type="radio"/> 高等学校の機械、電気、建築の教諭及び助教諭 <input type="radio"/> 養護教諭	上山明新館高等学校 電話023(672)1701
<input type="radio"/> 中学校の技術の教諭 <input type="radio"/> 特別支援学校中学部の技術の教諭	7月18日：山形県教育センター 電話023(654)2155 7月19日：上山明新館高等学校 電話023(672)1701

② 試験科目及び内容

ア 集団討議（現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱ及びスポーツ特別選考を除く）

イ 次により行う筆記試験及び実技試験

選考区分	試験内容		筆記試験		実技試験
	志願校種・職				
一般選考	小学校教諭		教職教養・一般教養	小学校の全教科	
	中学校教諭		同上	出願した教科	<p>○音楽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新曲視唱及び新曲視奏をすること。 ・中学校学習指導要領（平成29年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし）。 ・随意曲（歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲）を伴奏なしで演奏すること。ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可。なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること（試験終了後返却）。 <p>○美術 ・当日指示するもの</p> <p>○保健体育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水泳（50メートル） ・次の5領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス <p>○技術 ・当日指示するもの</p> <p>○家庭 ・当日指示するもの</p> <p>○英語 ・英語による面接</p>
	特別支援学校教諭		同上	小学部は全教科、中学部は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ
	高等学校	教諭	同上	出願した教科・科目 ○物理、生物及び地学にあっては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。 ○機械、電気及び建築にあっては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。	<p>○保健体育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ <p>○英語 ・英語による面接</p> <p>○家庭 ・当日指示するもの</p>
		助教諭			
	養護教諭		同上	養護に関する専門科目	当日指示するもの
栄養教諭		同上	食育及び学校給食に関する専門科目		
社会人特別選考 講師等特別選考			第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。その他は、一般選考と同じに行う。		
現職教員特別選考Ⅰ			第一次選考試験を免除する。		
現職教員特別選考Ⅱ			「教科・科目」及び「実技試験」（実技試験を課す教科及び職）		
教職大学院修了見込者特別選考			第一次選考試験を免除する。		
障がい者特別選考			原則として一般選考と同じに行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。		
スポーツ特別選考			「小論文」及び「面接」		

③ 日 程

選考区分		一般選考・障がい者特別選考		社会人特別選考 講師等特別選考	現職教員特別選考Ⅱ	スポーツ特別選考
志願校種・職	日 時	○小学校 ○特別支援学校 小学部	○中学校 ○特別支援学校 中学部 ○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭			
7月18日(土)	午前8時30分	開場(受験者入口)				
	午前9時	集合完了(受験会場)				
	午前9時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養	小論文		小論文	
	午前10時50分から 午後0時40分まで	教科・科目 (実技試験を課す教科及び職は、午後0時20分まで)				面接
	午後1時50分から 午後5時まで		実技試験 (実技試験を課す教科及び職)			
7月19日(日)	午前9時から 午後5時まで	集団討議 ※7月19日(日)の集合時刻については前日指示し、詳細については当日指示する。				

※7月18日(土)の集合時刻について

- ・現職教員特別選考Ⅱの志願者は、午前10時15分開場、午前10時30分集合完了とする。
- ・午後の実技試験の集合時刻については、志願する校種の教科・科目及び職ごとに当日指示する。

④ 当日持参するもの

ア 受験票

イ 筆記用具(三角定規、コンパスを含む)

ウ 内履き及び下足用ビニール袋

エ 高等学校商業の受験者は、電卓(プログラム機能付電卓は不可)

オ 高等学校機械、電気及び建築の受験者は、関数電卓(プログラム機能付電卓は不可)

カ 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの

- 保健体育……水着、水泳帽子、運動着及び運動靴(武道を選択する者はその用具)
- 音楽……楽譜(随意曲の楽譜は提出)、楽器(ピアノ以外の楽器を使用する場合)
- 美術……鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具(水彩色鉛筆・水溶性パステルなどの固形タイプ及びアクリル絵の具は不可)、パレット、筆ふき用スポンジ(布も可)、筆洗、実習衣
- 技術……作業衣
- 家庭……実習衣
- 養護教諭……運動着及び運動靴(内履き)

(注) 必要に応じて、熱中症予防のための飲み物等を準備すること。

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接1、個人面接2、実技試験、適性検査及び作文）

① 第一次選考試験合格者に対して行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、試験の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

志願校種・職	期 日	試 験 会 場
小学校及び 特別支援学校小学部	9月8日(火)から9月10日(木)のうち、 指定する2日	山形県教育センター 電話023(654)2155
中学校、特別支援学校中学部、 高等学校、養護教諭 及び栄養教諭	9月8日(火)から9月10日(木)のうち、 指定する1日	

② 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課す。なお、実技試験は次の音楽又は英語の中から1つを選択（小学校英語志願者は英語を選択）するものとする。

音楽 小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏。ピアノ演奏の伴奏譜は、特に指定しない。

英語 英語による簡単な自己紹介と日常会話とする。

③ 教職大学院修了見込者特別選考の試験内容は、個人面接1、個人面接2、適性検査及び作文とする。

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

志願校種・職	試験内容	筆記試験		実技試験	集団討議	加 点
		教職教養・ 一般教養	教科・科目			
○小学校 ○特別支援学校小学部		100点	150点		50点	※
○中学校 ○特別支援学校 中学部	実技試験を行わないもの		150点			
	実技試験を行うもの		100点	50点		
○高等学校	実技試験を行わないもの		300点			
	実技試験を行うもの		200点	100点		
○養護教諭			100点	50点		
○栄養教諭			150点			
○スポーツ特別選考		小論文150点、面接300点				※

※20点を上限とする

選考基準：筆記試験等の合計得点、集団討議の得点及び加点により選考する。

ただし、スポーツ特別選考は小論文の得点、面接の得点及び加点により選考する。

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

志願校種・職	試験内容	模擬授業等	個人面接1	個人面接2	作 文	実技試験
○小学校 ○特別支援学校小学部		150点	150点	100点	50点	25点
○中学校 ○特別支援学校中学部						
○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭						
○スポーツ特別選考						

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考する。

(3) 評価の観点

- ① 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。
- ② 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。
- ③ 小論文及び作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
- ④ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

7 選考試験結果の発表及び通知

- (1) 第一次選考試験の結果発表は8月27日(木)午後3時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月14日(水)午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。
なお、合格者に欠員が生じた場合は、繰り上げ合格者を出す場合がある。
- (2) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点、加点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、それぞれ受験者あて通知する。
- (3) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

8 令和4年度採用山形県公立学校教員第一次選考試験の免除

本年度、現職教員特別選考Ⅰ・Ⅱを除く選考区分において第一次選考試験に合格(併願の場合は第一志望が合格)した者で、第二次選考試験を受験して採用とならなかった受験者(一部受験者及び採用辞退者を除く)については、令和4年度採用山形県公立学校教員選考試験(令和3年度実施)において募集のある校種・職及び教科・科目で、本年度と同一の校種・職及び教科・科目を志願する者は、所定の手続きを行うことにより第一次選考試験の受験が免除される。ただし、この取扱いは、第一次選考試験に合格して第二次選考試験を受験し、採用とならなかった年度の翌年度に限るものであることに注意すること。

9 大学院進学者及び大学院在学者の第二次選考試験合格者の採用延期

- (1) 教職大学院、専修免許状の取得可能な大学院、修士号取得可能な海外の大学院に進学予定(大学4年在学中)の合格者は、希望により令和4年度末まで採用を延期する。延期を希望する者は、令和2年12月21日(月)までに、「大学院進学・修学継続による採用延期願」(4(2)掲載のホームページからダウンロード)に大学院の合格通知書の写しを添付し、教員採用担当まで提出すること。(郵送の場合は、消印有効)
なお、延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、合格した校種・職・教科の専修免許状が取得できなかった場合は、採用は無効とする。
- (2) 教職大学院、専修免許状の取得可能な大学院、修士号取得可能な海外の大学院に在学中(修士課程1年在学中)の合格者は、希望により令和3年度末まで採用を延期する。延期を希望する者は、令和2年10月29日(木)までに、「大学院進学・修学継続による採用延期願」(4(2)掲載のホームページからダウンロード)に大学院の在学証明書を添付し、教員採用担当まで提出すること。(郵送の場合は、消印有効)
なお、延期期間終了までに大学院修士課程を修了できず、合格した校種・職・教科の専修免許状が取得できなかった場合は、採用は無効とする。

10 受験に際しての配慮事項

- (1) 受験に際して特に配慮を必要とする者は、志願書の「受験に際して配慮を希望すること」の欄に具体的に記入すること。
なお、障がい者特別選考の者は、必ず記入すること。
(例) 点字による案内・受験を希望する。車椅子の使用を希望する。
- (2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること。
(障がい者特別選考の者は除く。)

11 留意事項

- (1) 併願の場合を除き、いずれか一つの校種・職及び教科・科目に限って志願できる。
- (2) 試験会場の建物内では、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。
- (3) 試験会場への自動車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。
- (4) 試験会場は敷地内禁煙とする。
- (5) 不明な点については、山形県教育庁教職員課(電話023(630)2863、023(630)2864又は023(630)3406)の教員採用担当に問い合わせること。
なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。